

今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組について市民意見を募集します

本市では川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例や大気・水環境計画に基づき、法令による規制により現在の環境をしっかりと維持するとともに、更なる環境負荷低減と市民実感の向上を図るために、市民・事業者・行政すべての主体の環境配慮意識の向上に資する取組を推進しております。

この度、令和7年3月の環境審議会答申「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方」を踏まえまして、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組」をまとめましたので、市民・事業者の皆様から広く御意見を募集します。

1. 意見の募集期間

令和7年8月29日(金)から9月30日(火)まで

※ 郵送の場合は、令和7年9月30日(火)消印有効

※ 持参の場合は、令和7年9月30日(火)17時まで

2. 資料の閲覧について

(1) 川崎市ホームページ

市政情報>広報・パブリックコメント>意見公募(パブリックコメント)

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/300/0000179117.html>

(2) かわさき情報プラザ(市役所本庁舎復元棟2階)

(3) 各区役所市政資料コーナー

(4) 環境局環境対策部環境対策推進課(市役所本庁舎20階)

3. 意見の提出方法

意見提出フォーム(市ホームページ)、郵送、FAX、持参のいずれかでお寄せください。

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎20階

環境局環境対策部環境対策推進課

FAX：044(200)3921

4. 添付資料

今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組について

【概要版】 【本編】

5. その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、市ホームページ等で公表する予定です。

【問合せ先】

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課 千室

電話 044-200-2515